

令和7年第2回君津市議会定例会議案

令和7年5月30日

君 津 市

令和 7 年第 2 回君津市議会定例会付議議案目録

議案番号	件名	頁
議案第 1 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第 3 号	君津市税条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 4 号	君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第 5 号	君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第 6 号	君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第 7 号	君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	27
議案第 8 号	財産の無償貸付について	31
議案第 9 号	市道路線の認定について	33
議案第 10 号	市道路線の認定について	35
議案第 11 号	市道路線の認定について	37
議案第 12 号	市道路線の認定について	39
議案第 13 号	市道路線の変更について	41
議案第 14 号	君津市税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	43
議案第 15 号	君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	49
議案第 16 号	君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	55
議案第 17 号	令和 7 年度君津市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
報告第 1 号	令和 6 年度君津市一般会計予算継続費繰越計算書について	61
報告第 2 号	令和 6 年度君津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	65

議案番号	件名	頁
報告第 3 号	令和 6 年度君津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について	6 9
報告第 4 号	市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について	7 3
報告第 5 号	専決処分の報告について	7 5

議案第 1 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の一部改正を踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充を行うため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 1 4 号）の一部を改正しようとするものである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年君津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第18条の2第1項」を「第18条の3第1項」に改める。

第18条の3を第18条の4とし、第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年君津市条例第2号）第13条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の利用に係る請求について申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第13条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの間に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の利用に係る請求について対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況

に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第 2 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部改正により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として部分休業制度が拡充されたことに伴い、条例の規定を整備するため、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年君津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「（育児休業法第19条第6項において準用する場合を含む。）」を加え、「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第9条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第10条見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第10条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日か

ら翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第12条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第11条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(次項において「部分休業」という。)」に改める。

第12条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 3 号

君津市税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整備するため、君津市税条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 7 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第6条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第8条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第20条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第28条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の2第1項第3号及び第29条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第29条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第29条の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第11条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第11条の2の2 令和8年4月1日以後に第97条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第97条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第98条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第99条第1項の製

造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第97条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第98条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第98条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により

製造たばことみなされるものに限る。) であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 20 条、第 28 条第 1 項ただし書、第 29 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 29 条の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日

(2) 附則第 11 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第 6 条及び第 8 条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 1 号) 附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の君津市税条例 (以下「新条例」という。) 第 6 条の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 20 条及び第 28 条第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 28 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額 (特定親族 (同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 29 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 29 条の 3 第 1 項において同じ。)) (前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)) に係るものを除く。」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 29 条の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日 (以下「1 号施行日」という。) 以後に支払を受けるべき新条例第 28 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 29 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の君津市税条例 (以下「旧条例」という。) 第 28 条第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 29 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第29条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第11条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、君津市税条例第97条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第99条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第11条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 君津市税条例第99条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第11条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第11条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 4 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

多機能端末機により交付する場合の証明書の手数料の額を見直すため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項(1)の目中「100円」を「350円」に改める。

別表第2の40の項、46の項、49の項及び50の項中「100円」を「200円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議案第 5 号

君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定するものとする。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市農村環境改善センターの指定管理者による管理を廃止するとともに、開館時間及
び使用料を見直すため、君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成
2 年君津市条例第 1 9 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成2年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第4条を次のように改める。

（開館時間）

第4条 改善センターの開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次条第1号において「休日」という。） 午前9時から午後5時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午後1時から午後9時まで

第5条から第7条までを削る。

第8条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削り、同条第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削り、同条を第5条とする。

第9条第1項中「施設等」を「施設及び附属設備（以下「施設等」という。）」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第3号中「第13条第4号」を「第10条第4号」に改め、同条第3項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第10条を第7条とし、第11条を第8条とし、第12条を第9条とする。

第13条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2号中「第9条第3項」を「第6条第3項」に改め、同条を第10条とする。

第14条中「第9条第2項第3号」を「第6条第2項第3号」に改め、同条を第11条とする。

第15条を第12条とする。

第16条中「第13条」を「第10条」に改め、同条を第13条とする。

第17条を第14条とし、第18条を第15条とする。

別表を次のように改める。

別表（第7条）

区分	使用料（1時間につき）
農事研修室	500円
生活研修室	500円
調理実習室	500円
農事展示ホール	500円
多目的ホール（3面）	専有する場合にあっては、1,000円 専有しない場合にあっては、1面400円

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3項の規定は公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の君津市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用する。

（準備行為）

- 3 新条例別表の規定に基づく、施行日以後の使用の許可に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 6 号

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市久留里観光交流センター久留里観光案内所の開館時間及び休館日を見直すため、君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 0 年君津市条例第 2 6 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市久留里観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成20年君津市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中「午前9時から午後5時まで」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（次条第1号において「休日」という。） 午前10時から午後4時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午前10時30分から午後4時まで

第8条第1号中「月曜日」を「水曜日」に改め、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 7 号

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 5 月 3 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市自然休養村管理センターを廃止するに当たり、君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例（昭和 5 1 年君津市条例第 2 5 号）を廃止しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

君津市自然休養村管理センター設置及び管理に関する条例（昭和51年君津市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第 8 号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償で貸し付けたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 財産の表示（旧小糸小学校）

(1) 土地

所在地	地積
君津市大井戸 1034 番の一部	541.66 m ²
君津市大井戸 1061 番 1 の一部	7,355.39 m ²
君津市大井戸 1062 番 1	10.92 m ²
君津市大井戸 1085 番 1	89.50 m ²
君津市大井戸 1097 番 2	2,504.97 m ²
合計	10,502.44 m ²

(2) 建物

所在地 君津市大井戸 1061 番地 1、同 1097 番地 2、同 1034 番地

種類	構造	延床面積
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	1,688.88 m ²
校舎	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建	1,035.36 m ²
体育館	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	436.66 m ²
倉庫	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	55.14 m ²
機械室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	6.75 m ²
機械室	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	3.61 m ²
合計		3,226.40 m ²

(3) その他

ア プール

イ 遊具

ウ 石碑

エ その他工作物及び附帯設備

2 貸付の相手方 千葉県袖ヶ浦市袖ヶ浦駅前二丁目29番地32

株式会社 I G N I T I O N

代表取締役 佐藤 吏

3 貸付の期間 10年間

令和7年5月30日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 9 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	主たる 経過地
八重原 2 1 号線	君津市八重原 1 7 2 番 2 8 0 地先	君津市八重原 1 7 2 番 3 9 7 地先	

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 10 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	主たる 経過地
八重原 22 号線	君津市八重原 172 番 343 地先	君津市八重原 172 番 375 地先	

令和 7 年 5 月 30 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 1 1 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	主たる 経過地
八重原 2 3 号線	君津市八重原 1 7 2 番 3 5 9 地先	君津市八重原 1 7 2 番 3 6 7 地先	

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 1 2 号

市道路線の認定について

下記の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	主たる 経過地
八重原 2 4 号線	君津市八重原 1 7 2 番 3 8 9 地先	君津市八重原 1 7 2 番 3 9 0 地先	

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 13 号

市道路線の変更について

下記の路線を変更したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路 線 名	旧新別	起 点	終 点	主たる経過地
八重原 20 号線	旧	君津市八重原 172 番 301 地先	君津市八重原 1338 番 7 地先	
	新	君津市八重原 172 番 301 地先	君津市八重原 1338 番 1 地先	

令和 7 年 5 月 30 日提出

君津市長 石 井 宏 子

議案第 1 4 号

君津市税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 3 0 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の公布に伴い、君津市税条例（昭和 4 5 年君津市条例第 2 7 号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を令和 7 年 3 月 3 1 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第7号

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市条例第15号

君津市税条例の一部を改正する条例

君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第28条第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第70条第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第88条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第94条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第88条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第95条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第136条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第144条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第7条の2第23項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第24項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条

第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第26項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第7条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の君津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例第88条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 15 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 30 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の公布に伴い、君津市都市計画税条例（昭和 46 年君津市条例第 3 号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を令和 7 年 3 月 31 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第8号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市条例第 16 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例（昭和 46 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項中「第 31 項から第 34 項まで、第 37 項、第 38 項、第 42 項若しくは第 45 項」を「第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項若しくは第 44 項」に改める。

附則第 20 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 21 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 37 項」に改める。

附則第 22 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附則第 23 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の君津市都市計画税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 16 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を
求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 30 日提出

君津市長 石井 宏子

提案理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和
7 年政令第 119 号）の公布に伴い、君津市国民健康保険税条例（昭和 46 年君津市条例
第 72 号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余
裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を令和 7 年 3 月 31 日
専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

君津市長 石 井 宏 子

記

専決第9号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市条例第 17 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険税条例（昭和 46 年君津市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 22 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の君津市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第 1 号

令和 6 年度君津市一般会計予算継続費繰越計算書について

令和 6 年度君津市一般会計予算継続費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 1 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 30 日提出

君津市長 石 井 宏 子

令和6年度君津市一般会計予算継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・県支出金	地方債	その他
2	総務費	1 総務管理費 本庁舎改修事業	149,710,000	89,826,000	0	89,826,000	58,290,000	31,536,000	31,536,000	18,136,000	0	13,400,000	0
10	教育費	2 小学校費 施設整備事業 大和田・坂田小学校 統合施設整備事業	3,040,373,000	1,888,525,000	192,161,547	2,080,686,547	1,776,807,081	303,879,466	303,879,466	148,163,466	50,816,000	104,900,000	0

報告第 2 号

令和 6 年度君津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

令和 6 年度君津市一般会計予算繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 30 日提出

君津市長 石 井 宏 子

令和6年度君津市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3	民生費	1 社会福祉費 住民税非課税世帯物価高騰対応重点支援給付金給付事業	279,303,000	94,218,000	0	44,031,000	0	0	50,187,000
4	衛生費	1 保健衛生費 出産・子育て応援交付金事業	1,540,000	1,540,000	0	1,540,000	0	0	0
4	衛生費	1 保健衛生費 きみさらず聖苑整備運営事業負担金	60,141,000	36,752,000	0	0	32,100,000	0	4,652,000
4	衛生費	2 清掃費 清掃工場管理費	13,200,000	13,200,000	0	0	0	0	13,200,000
8	土木費	2 道路橋梁費 トンネル長寿命化事業	32,640,000	32,490,000	0	16,798,000	9,100,000	0	6,592,000
8	土木費	2 道路橋梁費 舗装法面等長寿命化事業	9,028,000	8,253,000	0	0	8,200,000	0	53,000
8	土木費	2 道路橋梁費 道路新設改良工事 4号幹線歩道整備(宮下～大山野地先)	4,330,000	4,330,000	0	1,865,000	1,300,000	0	1,165,000
8	土木費	2 道路橋梁費 道路新設改良工事 貞元、喜平線道路改良(貞元地先)	25,544,000	25,544,000	0	10,815,000	9,700,000	0	5,029,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
8	土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	159,566,000	159,566,000	0	81,615,000	59,900,000	0	18,051,000
9	消防費	1 消防費	千葉県防災行政無線再整備事業負担金	8,540,000	8,540,000	0	0	8,500,000	0	40,000
10	教育費	2 小学校費	校舎等維持補修事業	3,955,000	3,955,000	0	0	0	0	3,955,000
10	教育費	2 小学校費	施設整備事業 小学校トイレ改修事業	19,030,000	19,030,000	0	1,499,000	17,500,000	0	31,000
10	教育費	3 中学校費	施設整備事業 中学校トイレ改修事業	18,344,000	18,344,000	0	3,680,000	14,600,000	0	64,000

報告第 3 号

令和 6 年度君津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和 6 年度君津市一般会計予算事故繰越しに係る歳出予算は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項において準用する同令第 146 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 30 日提出

君津市長 石 井 宏 子

令和6年度君津市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明		
				支出済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源			
									国県支出金	地方債				
1 1	災害 復旧 費	1	農林水産 業施設災 害復旧費	農業施設災害復旧事業	33,075,000	24,788,270	6,053,354	6,053,354	6,053,354	0	2,609,000	0	3,444,354	令和5年9月8日の台風13号 接近に伴う大雨の被害による農 道の復旧に要する経費 〈理由〉復旧工事に当たり、仮 設道路用地の調整や工法変更の 検討に不測の日数を要したた め、年度内では適正工期が確保 できないため。 〈進捗状況〉令和7年12月完 了予定
1 1	災害 復旧 費	1	農林水産 業施設災 害復旧費	林業施設災害復旧事業	36,481,776	18,971,630	17,690,146	17,690,146	17,690,146	2,542,000	9,960,000	0	5,188,146	令和5年9月8日の台風13号 接近に伴う大雨の被害による農 道の復旧に要する経費 〈理由〉復旧工事に当たり、仮 設道路用地の調整や工法変更の 検討に不測の日数を要したた め、年度内では適正工期が確保 できないため。 〈進捗状況〉令和7年12月完 了予定

報告第4号

市が出資又は債務を負担している法人の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が出資又は債務を負担している法人の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和7年5月30日提出

君津市長 石井宏子

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、損害賠償の額の決定について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和6年11月13日、午後2時半頃、君津市郡3丁目12番10号付近で、本市職員が相手方から賃借している車両を駐車する際に、左側部を塀に接触させたことにより、相手方に損害を与えたもの。
損害賠償の相手方	君津市下湯江1102番地 有限会社アカツキ自動車商会 取締役 和田 浩
損害賠償の額	相手方に対し、損害賠償金20,000円を支払う。
専決年月日	令和7年5月19日

令和7年5月30日提出

君津市長 石井宏子